



平成22年2月16日  
生活文化スポーツ局

## ライセンス取得インターンシップ留学の契約に係る紛争

- 東京都消費者被害救済委員会に付託しました -

本日、東京都消費生活条例に基づき、東京都知事は東京都消費者被害救済委員会（会長 淡路剛久 早稲田大学大学院 法務研究科教授）に、「ライセンス取得インターンシップ留学の契約に係る紛争」の処理を付託しましたので、お知らせします。

今後、同委員会は、申立人（消費者）及び相手方（事業者）双方から事情を聞いて、あっせん等による紛争解決に向けた取組みを行います。

### 紛争の概要

平成19年9月、申立人は、カリフォルニアでの語学学校とネイルスクールの資格取得コースとインターンシップがパッケージになっている2年間のプログラムの申込みをした。

申立人の主張によると、勧誘時の説明では、別途負担の航空代金等を含めて、総額で130万円程度になると言われたが、自分で計算してみても、2年間で130万円は安いと思い、確認をしたところ、相手方から「インターンシップのための」J-1ビザ（交流訪問者ビザ）が取れば、月に1000ドルは稼げる」と説明を受けた。

20年2月、申立人は渡米し、あっせんされていたネイルスクールに通っていたが、インターンシップに受け入れてもらうためには、4月から、インターンシップ先のネイルサロンのオーナーが経営するネイルスクールに、追加の学費2000ドルを払って学ぶことが必要と言われた。

申立人は、インターンシップが始まる6月には、J-1ビザが取れると相手方から説明されていたが、実際に取得できたのは10月初旬で、その間、ほとんど収入がなく、ビザ取得後も、収入がなく、所持金が1000ドルを切り、10月末に帰国せざるを得なくなった。

申立人は、契約時の説明と実態の違いから、インターンシップ費用等の返金を求めたが、相手方はインターンシップ費用の2割しか返金しない旨を回答し、申立人は納得できず紛争となった。

詳細は裏面をご覧ください。

東京都消費者被害救済委員会は、東京都消費生活総合センター等の相談機関に寄せられた苦情・相談のうち、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある紛争について、「あっせん」や「調停」を行うことにより、公正かつ速やかな解決を図るため、東京都消費生活条例に基づき設置された知事の附属機関です。

【お問い合わせ先】 東京都消費生活総合センター活動推進課  
電話 03-3235-4155

## 1 紛争の当事者

- (1) 申立人（消費者） 1名（20歳代女性）
- (2) 相手方（事業者） 1社（留学のコンサルティング事業者）

## 2 紛争の概要

- ・アメリカでの語学留学とネイルの技術取得を希望していた申立人は、相手方のHPで、語学学校とネイルスクールの資格取得コースとインターンシップがパッケージになっているプログラムを見つけ、相手方に連絡を取った。
- ・平成19年9月、相手方店舗を訪問。申立人は、当初、サンフランシスコを希望していたが、有給ネイルインターンシップはロサンゼルスにしかないと説明を受け、2年間のプランを提示された。
- ・費用の見積りは、約117万円で、別途負担の航空代金等を含めても、総額で130万円程度になると言われた。
- ・申立人は、自分で計算してみても、2年間で130万円は安すぎると思い、予約金を振り込む前に、相手方に電話で確認したところ、「インターンシップのためのJ-1ビザが取れば、月に1000ドルは稼げる」、「ネイルなどは、チップが多くもらえる」と説明された。
- ・同年11月、残金も振り込んだが、その際、契約書や明細書等は交付されなかった。
- ・平成20年2月渡米。語学学校は、日本人経営の学校で、生徒のほとんどが日本人と韓国人であった。ネイルスクールは講師も学生も全員ベトナム人であった。ネイルサロンも経営者、従業員全員が日本人で、英語を話す機会はほとんどなかった。
- ・滞在先は、語学学校の校長が借りているコンドミニアムのリビングの片隅をカーテンで区切っただけのスペースで、他の2人の日本人と同居であった。
- ・ネイルスクールは、バスで片道2時間かかり、また治安の悪さで有名な所で、通うのに中古車を買わざるを得なかった。
- ・インターンシップを行うにあたり、インターンシップ先のネイルサロンのオーナーが経営するネイルスクールで、追加の学費2000ドルを払って技術を学ぶよう言われ、あっせんされていたネイルスクールのレベルが低いことがわかった。
- ・申立人は、インターンシップが始まる6月には、J-1ビザが取れると説明を受けたが、実際に取得できたのは10月初旬で、その間、ほとんど収入がなかった。
- ・J-1ビザは、事務職にしか下りず、また申請してから数カ月かかるものと現地の人に言われ、申立人は、契約時とまったく違う話に驚き、アメリカに不法滞在することになるのではないかと不安になった。
- ・ビザ取得後も、収入はなく、所持金が1000ドルを切った時点で、申立人は帰国を決意し、ライセンスを取得せずに、10月末、帰国した。

- ・こうしたことから、申立人は、契約時の説明と実態の違いについて、インターンシップ費用等の返金を求めたが、相手方はインターンシップ費用の2割しか返金しないと回答し、申立人はこれに納得できず紛争となった。

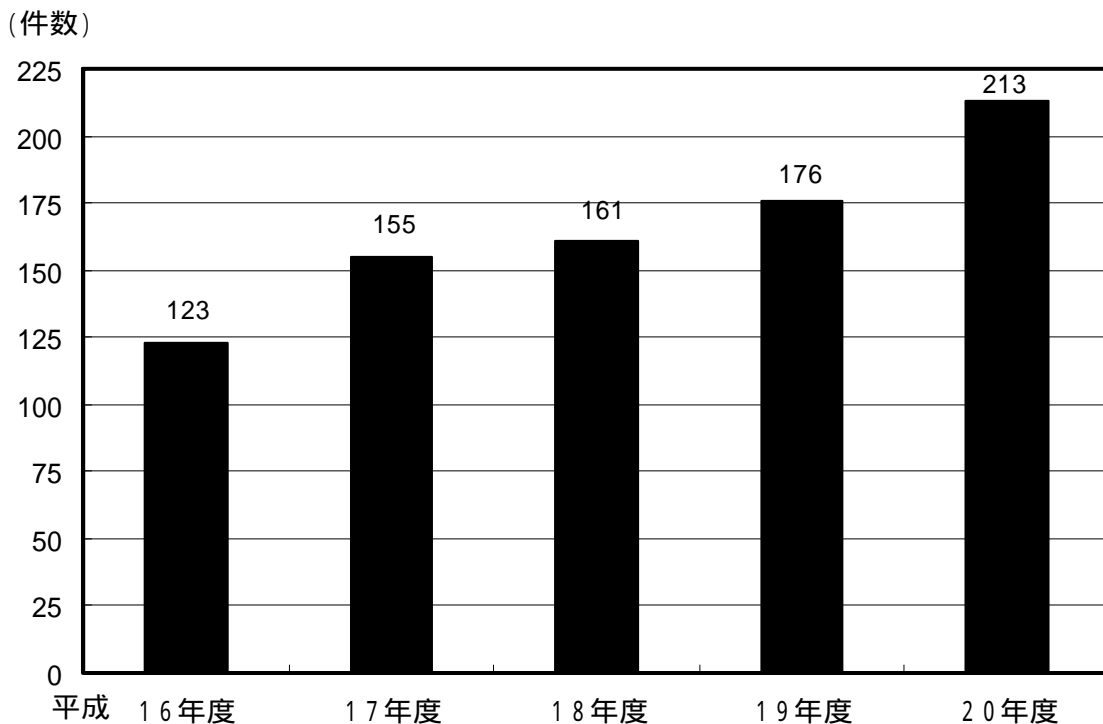
### 3 主な付託理由

次のことについて、委員会の見解を求め、公正かつ迅速な解決を図るとともに、今後の同種被害の防止・救済に役立てる。

- (1) 現行では、「留学あっせん業」全体を包括的に規制する法律等はなく、本件を通じて、留学あっせんに係る問題点を明らかにし、法律的問題を検討する。
- (2) 勧誘や契約時の相手方の説明と、現地での実態の乖離が事実であれば、勧誘における不実告知又は重要事項の不告知として消費者契約法に基づき契約を取消すことができるのではないかと。又は、債務不履行による契約の解除ができるのではないかと。
- (3) 相手方は、契約時に、契約書や明細書等を交付しておらず、また申込時にも、手配が完了した場合の契約成立の起算日、キャンセルや変更の際の手数料、又は手配が不成立の場合の取扱い等について説明をしていないことから、類似法令である旅行業法や特定商取引法の書面交付義務規定の趣旨を考えると、当該契約を解除することができるのではないかと。

## 参考

留学等あっせんに関する相談件数の推移（都内センター合計）



## 東京都消費者被害救済委員会委員名簿

平成22年1月10日現在

氏 名	現 職	備 考
<b>学識経験者委員</b>		( 12名 )
淡 路 剛 久	早稲田大学大学院法務研究科教授	
安 藤 朝 規	弁護士	
上 柳 敏 郎	弁護士	
沖 野 眞 己	一橋大学大学院法学研究科教授	
織 田 博 子	駿河台大学大学院法務研究科教授	
鹿 野 菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	
後 藤 卷 則	早稲田大学大学院法務研究科教授	
桜 井 健 夫	弁護士	
佐々木 幸 孝	弁護士	
千 葉 肇	弁護士	
野 澤 正 充	立教大学大学院法務研究科教授	
米 川 長 平	弁護士	
<b>消費者委員</b>		( 4名 )
有 田 芳 子	主婦連合会 環境部長	
伊 藤 眞理子	東京都生活協同組合連合会 常任組織委員	
奥 田 明 子	東京都地域消費者団体連絡会 代表委員	
飛 田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟 生活環境部副部長	
<b>事業者委員</b>		( 4名 )
井 上 敏 夫	東京都商工会連合会 副会長	
遠 藤 貞 夫	東京工業団体連合会 専務理事	
堀 内 忠	東京都中小企業団体中央会 専務理事	
渡 邊 順 彦	東京商工会議所 常議員	